

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第88号



## 通信販売トラブルについて

国民生活センターから最近発表された啓発情報について紹介します。

### 代金引換サービス(代引き配達)で偽物が届くインターネット通販トラブルが増加

「公式通販サイト」や「正規品」と思っただけで申し込んだ商品が偽物だったという相談が多く発生しています。中でも「代引き配達」で注文した場合、宅配業者にお金を払った後に開封し商品が「偽物」と気付いても、宅配業者は返品や返金に応じることはありません。

このような事例の特徴としては、

- 価格が大幅に値引きされている。
- 通販サイト内の日本語の字体、文章表現がおかしい。
- 販売業者の名称住所、電話番号などの表記がされていない。
- 支払い方法が「代引き配達」しか選択できない、または他の方法を選んでも勝手に「代引き配達」に変更される。
- 大手通販サイトに出品している販売業者からの購入でも「偽物」が届く場合がある。

「偽物」が届いたという相談では、SNS上の広告から公式サイトを装った偽通販サイトに誘導された事例が多いです。

通信販売で「代引き配達」を利用する場合は、代金を支払う前に送り状の依頼人欄を確認し、注文した販売業者と異なる場合は、代金を支払わずに受け取り拒否をしましょう。

### 「¥」表示は本当に日本円の表示ですか？ 実は中国の人民元の通貨単位も「¥」です！

日本語表記の通販サイトで「¥1,000」を日本円の千円と思いついて注文したところ、実は中国の通販サイトだったため、日本円にすると2万円の請求額だったというトラブルがあります。国外の事業者サイトの場合は「¥」表記が、中国人民元は「CNY」表示、日本円は「JPY」表示があることも確認しましょう。

## 相談事例紹介

### 「定期購入のトラブル」に注意！

#### 今月の相談

「初回限定500円」という化粧品動画広告を見て、1回だけのつもりで注文した商品が届き代金を支払ったが、2週間後同じ商品が2箱届いた。事業者を確認すると、「4回購入が条件の定期購入で申し込んでいたので、解約するには最低4回購入するように」と言われた。

センターから事業者に連絡し、「定期購入とは知らずに注文したので解約してほしい」と伝えた結果、初回の商品代金の定価、1万2千円を支払うことで解約することができました。今回は解約することができましたが、事業者によっては解約に応じてくれないこともあります。

低価格を強調する広告を見て、化粧品、サプリメント、染毛剤などを1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたというトラブルが多発しています。また、注文直後に表示される「特別割引クーポン」を利用するといった間にか契約内容が定期購入契約に変わってしまうこともあります。

定期購入は、商品を返品するだけでは解約したことにはなりませんので、必ず解約を申し出るようにしましょう。

また、定期購入の場合、2回目以降の配送商品数や商品代金などの販売条件や解約するための条件が表示されていますので、必ず確認してから申し込んでください。

申し込み画面、最終確認画面を印刷やスクリーンショットなどで保存しておくことも大切です。通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

☎ 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

## 20歳代が狙われている!?

# 遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意

### 【相談事例】

- ・副業の高額サポート契約を勧誘され、お金がないと断ると、遠隔操作アプリを通して借金の仕方を指南された
- ・遠隔操作アプリで画面共有をしながらFXの自動売買ツールのプランの勧誘を受け、そのまま借金の申請も誘導された



イラスト：IPA(独立行政法人情報処理推進機構)作成  
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/attention/2023/mgdayori20230411.html>

### 【トラブル防止のポイント】

- 「簡単に稼げる」という広告をうのみにしない！借金してまで契約しない！
- 遠隔操作アプリは安易にインストールしない！
- 遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するなど悪用されないための対策を取る！
- 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、消費者ホットライン「188」番に相談！